

経 済 産 業 省

20150625産第10号

平成27年6月30日

計量行政審議会

会長 内山田 竹志 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

同法第134条第1項の規定による指定及び第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施及び取りやめについて、別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 . 温度 (放射温度計 (-30 ~ 160)) | 校正等の実施 |
| 2 . 温度 (放射温度計 (2000 ~ 2800)) | 校正等の実施 |
| 3 . 流量・流速 (気体小流量) | 校正等の実施 |
| 4 . 高周波インピーダンス (9 kHz ~ 0.04 GHz未満) | 校正等の実施 |
| 5 . 高周波インピーダンス (0.04 GHz ~) | 校正等の実施 |
| 6 . 高周波減衰量 | 校正等の実施 |
| 7 . 高周波移相量 | 校正等の実施 |
| 8 . アンテナ係数 | 校正等の実施 |
| 9 . 高周波レーザパワー | 校正等の実施 |
| 1 0 . 熱中性子フルエンス率 | 特定標準器の指定及びこれによる校正等の実施 |
| 1 1 . 中性子放出率 | 特定標準器の指定及びこれによる校正等の実施 |
| 1 2 . 基準空気カーマ率 | 特定標準器の指定及びこれによる校正等の実施 |
| 1 3 . 高エネルギー光子線水吸収線量 | 校正等の実施 |
| 1 4 . ロックウエル硬さ | 校正等の取りやめ |
| 1 5 . ビッカース硬さ | 校正等の取りやめ |
| 1 6 . 標準物質 (標準ガス) | 標準物質の値付けの実施 |
| 1 7 . 標準物質 (非金属イオン標準液) | 標準物質の値付けの実施 |
| 1 8 . 標準物質 (有機標準液) | 標準物質の値付けの実施 |

1 . 温度（放射温度計（-30 ～ 160 ））

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する温度定点群実現装置による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条 の 2 の規定により国立研 究開発法人産業技術総合 研究所）	赤外放射温度計であって、校正範囲が-30 以上160 以下のもの

2 . 温度（放射温度計（2000 ～ 2800 ））

日本電気計器検定所が保管する単色放射温度計による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
日本電気計器検定所	単色放射温度計であって、校正範囲が2000 を超え2800 以下のもの

3 . 流量・流速（気体小流量）

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する気体流量校正設備による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	気体流量校正装置であって、校正範囲が180 g/minを超え400 g/min以下のもの

4 . 高周波インピーダンス（9 kHz～0.04 GHz未満）

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する標準終端器群による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器のうち、これらの線路がN型同軸構造を有するもの及び同軸構造を有し、かつ、その外部導体の内径が3.5 mmのものであって、9 kHz以上0.04 GHz未満の周波数の高周波信号を当該線路に通した場合において、入射波の強度に対する反射波の強度の比を示す数値又は入射波の強度に対する透過波の強度の比を示す数値が 1 以下であるもの

5 . 高周波インピーダンス (0.04 GHz ~)

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する標準エアライン群による校正等の実施

校正等の実施 (法第 1 3 5 条第 1 項)	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 (ただし、法第 1 6 8 条 の 2 の規定により国立研 究開発法人産業技術総合 研究所)	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は 終端器のうち、これらの線路が同軸構造を 有し、かつ、その外部導体の内径が3.5 mm のものであって、0.04 GHz以上0.1 GHz未満 の周波数の高周波信号を当該線路に通した場 合において、入射波の強度に対する反射波の 強度の比を示す数値又は入射波の強度に対す る透過波の強度の比を示す数値が 1 以下であ るもの

6 . 高周波減衰量

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する高周波減衰量測定装置による
校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条 の 2 の規定により国立研 究開発法人産業技術総合 研究所）	可変減衰器のうち、線路が同軸構造を有する ものであって、10 MHz以上12 GHz以下の周波 数の高周波信号を当該線路に通した場合にお いて、校正範囲が100 dBを超え110 dB以下の もの、12 GHzを超え18 GHz以下の周波数の高 周波信号を当該線路に通した場合において、 校正範囲が60 dBを超え110 dB以下のもの及 び40 GHzを超え50 GHz以下の周波数の高周波 信号を当該線路に通した場合において、校正 範囲が60 dB以下のもの

7 . 高周波移相量

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する高周波減衰量測定装置による
校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条 の 2 の規定により国立研 究開発法人産業技術総合 研究所）	可変移相器のうち、線路が同軸構造を有する ものであって、10 MHz以上1 GHz以下の周波 数の高周波信号を当該線路に通した場合にお いて、減衰量が60 dB以下のもの

8 . アンテナ係数

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する標準アンテナ群による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	ループアンテナであって、電磁波の周波数が 9 kHz以上30 MHz以下のもの、バイコニカルアンテナであって、電磁波の周波数が30 MHz以上300 MHz以下のもの、ログペリオディックアンテナであって、電磁波の周波数が300 MHz以上1 GHz以下のもの及びボウタイアンテナとログペリオディックアンテナの複合アンテナであって、電磁波の周波数が30 MHz以上1000 MHz以下のもの

9 . 高周波レーザーパワー

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するカロリメータ方式レーザーパワー測定装置による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	レーザービーム用熱型光パワー測定装置であって、波長が405 nm帯の場合において校正範囲が50 μ W以上10 mW以下のもの

10．熱中性子フルエンス率

(1) 特定標準器の指定

特定標準器（法第134条第1項）
熱中性子フルエンス絶対測定装置であって、 国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管 するもの

(2) 上記(1)により指定される特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条 の2の規定により国立研 究開発法人産業技術総合 研究所）	熱中性子測定器のうち、中性子フルエンス率 の校正範囲が、 $50 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$ 以上 $10000 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$ 以下のもの

1 1 . 中性子放出率

(1) 特定標準器の指定

特定標準器（法第 1 3 4 条第 1 項）
中性子放出率基準測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

(2) 上記 (1) により指定される特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	中性子放出率測定器のうち、中性子線源がアメリカシウム 2 4 1 - ベリリウム又はカリホルニウム 2 5 2 の場合において校正範囲が 1000 s^{-1} 以上 10000000 s^{-1} 以下のもの

1 2 . 基準空気カーマ率

(1) 特定標準器の指定

特定標準器（法第 1 3 4 条第 1 項）
密封小線源カーマ率設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

(2) 上記（ 1 ）により指定される特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がよう素125の場合において、校正範囲が空気カーマ率について0.3 μGy毎時以上15 μGy毎時以下のもの

1 3 . 高エネルギー光子線水吸収線量

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するグラファイトカロリメータ及びグラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって 1 Gy 以上 200 Gy 以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が 6 MV、10 MV 及び 15 MV で加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう）を計量するもの

1 4 . ロックウエル硬さ

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するロックウエル硬さ標準機による校正等の取りやめ

校正等の取りやめ（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	ロックウエル硬さ基準機であって、校正範囲が 20 HRC 以上 65 HRC 以下のもの

15 . ビッカース硬さ

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するビッカース硬さ標準機による校正等の取りやめ

校正等の取りやめ（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	ビッカース硬さ基準機であって、校正範囲が200 HV以上900 HV以下のもの

16 . 標準物質（標準ガス）

エタノール標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたものを用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	エタノール標準ガスのうち窒素希釈のものであって、濃度が20 vol ppm以上100 vol ppm未満のもの及び空気希釈のものであって、濃度が20 vol ppm以上100 vol ppm未満のもの

17．標準物質（非金属イオン標準液）

（1）臭素酸イオン標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
臭素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	臭素酸イオン標準液であって、濃度が2 g/Lのもの

(2) 塩素酸イオン標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第 1 3 5 条第 1 項）
塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	塩素酸イオン標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

18．標準物質（有機標準液）

（1）特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
揮発性有機化合物25種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

（2）（1）の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	揮発性有機化合物25種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジクロロメタン、ジブromクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリブromメタン、ブromジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレン、trans-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、cis-1,3-ジクロロプロペン、trans-1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジクロロベンゼン、o-キシレン、m-キシレン、p-キシレン、ベンゼン、トルエン、1,4-ジオキサン及びt-ブチルメチルエーテルの各濃度が1 g/Lのもの

平成 27 年 7 月 2 日

計量行政審議会

計量標準部会長 殿

計量行政審議会

会長 内山田 竹志

諮問「計量法第 134 条第 1 項の規定による指定及び第 135 条
第 1 項の規定による特定標準器による校正等の実施及び取りやめについ
て」の付託について

別紙のとおり、平成 27 年 6 月 30 日付け 20150625 産第 10 号をもって経
済産業大臣から計量行政審議会議長に諮問がなされたので、計量行政審議会運営規定第
8 条に基づき、下記のとおり本諮問を計量標準部会に付託します。

記

- 1 . 温度（放射温度計（-30 ～ 160 ））校正等の実施
- 2 . 温度（放射温度計（2000 ～ 2800 ））校正等の実施
- 3 . 流量・流速（気体小流量）校正等の実施
- 4 . 高周波インピーダンス（9 kHz ～ 0.04 GHz 未満）校正等の実施
- 5 . 高周波インピーダンス（0.04 GHz ～ ）校正等の実施
- 6 . 高周波減衰量 校正等の実施
- 7 . 高周波移相量 校正等の実施
- 8 . アンテナ係数 校正等の実施
- 9 . 高周波レーザパワー 校正等の実施
- 10 . 熱中性子フルエンス率 特定標準器の指定及びこれによる校正等の
実施
- 11 . 中性子放出率 特定標準器の指定及びこれによる校正等の
実施

1 2 . 基準空気カーマ率	特定標準器の指定及びこれによる校正等の実施
1 3 . 高エネルギー光子線水吸収線量	校正等の実施
1 4 . ロックウェル硬さ	校正等の取りやめ
1 5 . ビッカース硬さ	校正等の取りやめ
1 6 . 標準物質（標準ガス）	標準物質の値付けの実施
1 7 . 標準物質（非金属イオン標準液）	標準物質の値付けの実施
1 8 . 標準物質（有機標準液）	標準物質の値付けの実施